

岐阜県公報

第二千五百十号

平成二十一年五月二十六日

(火曜日)

目次

告示

保安林の指定

(下呂農林事務所) 三七一^{ページ}

公示

平成二十一年度狩猟免許試験の実施

(地球環境課) 三七二

平成二十一年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

(同) 三七三

市営土地改良事業の換地処分

(農地計画課) 三七五

土地改良区の定款の変更認可

(岐阜農林事務所) 三七六

同

(恵那農林事務所) 三七六

土地改良区役員の退任及び就任

(下呂農林事務所) 三七六

土地改良区の定款の変更認可

(同) 三七七

告示

岐阜県告示第三百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

下呂市萩原町上呂字小瀬平一五〇三の三、一五〇三の六、一五〇三の七、二八八六、二八八七、二八八八(次の図に示す部分に限る)、二八八九、二八九〇の一、二八九〇の二、二八九一から二八九九まで

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県下呂農

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる) ときは翌日

平成二十一年五月二十六日

林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

平成二十一年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示します。

平成二十一年五月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験の期日、場所及び申請期間

期 日	場 所	試験の種類	申請期間
平成二十一年七月十八日（土）	高山市千島町九〇〇一 飛騨・世界生活文化センター	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟	平成二十一年六月十八日（木）から平成二十一年六月二十九日（月）まで
平成二十一年八月十二日（水）	美濃加茂市古井町下古井 二六〇〇一 岐阜県可茂総合庁舎大会議室	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟	平成二十一年七月十日（金）から平成二十一年七月二十一日（火）まで
平成二十一年八月二十七日（木）	岐阜市藪田南二一一 岐阜県庁舎大会議室	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟	平成二十一年七月三十日（木）から平成二十一年八月十三日（木）まで

二 試験の日程

1 受付

午前九時から午前九時三十分まで

2 知識試験

午前九時四十五分から午前十一時十五分まで

3 適性試験及び技能試験

午後一時から午後五時まで

三 申請手続

1 申請書類

各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で配布する狩猟免許申請書一通に次の書類を添えてください。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書一通（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該診断書又は当該許可に係る許可証の写しを添付してください。）

(二) 写真一枚（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(三) 住民票一通（狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者を除く。また、本籍の記載は不要）

(四) 返信用封筒（長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手をはり付けたもの）

平成二十一年十二月十七日（木）	美濃市生櫛一六二二二 岐阜県中濃総合庁舎大会議室	わな猟	平成二十一年十一月十七日（火）から平成二十一年十一月三十日（月）まで
平成二十二年二月九日（火）	岐阜市藪田南二一一 岐阜県庁舎大会議室	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟	平成二十二年一月八日（金）から平成二十二年一月十九日（火）まで

2 手数料

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙をはり付けてください(消印はしないでください。)

(一) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者及び四に掲げる未更新者 三千九百円

(二) その他の者 五千二百円

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する振興局の環境課へ提出してください(住所地を所管しない振興局の環境課にも提出することができます。)

4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許(試験)申請書在中」と朱書してください。

5 申請書類の受理後における試験を受けようとする狩猟免許の種類及び場所の変更は、できません。

四 未更新者の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第二号に規定する狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者は、同号の事由がやんだ日から起算して一か月以内に未更新事由書を添えて申請手続をしてください。

五 試験結果の提供

平成二十一年度狩猟免許試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

知識試験の得点及び技能試験の減点

2 提供期間

合否発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(岐阜県庁二階 電話〇五八 二七二 一一三八)及び各振興局の所属窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

受験票及び運転免許証等の身分証明書

六 その他

1 法改正に伴い、平成十九年度狩猟免許試験より、「網・わな猟免許」が「網猟免

許」と「わな猟免許」に区分されましたので、注意してください。

2 試験に関する問い合わせは、各振興局環境課又は岐阜県環境生活部地球環境課において受け付けます。

平成二十一年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条第二項に規定する狩猟免許の更新のための試験及び同条第四項に規定する講習を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定により公示します。

平成二十一年五月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験及び講習の期日、場所

期 日	場 所
平成二十一年七月八日(水)	多治見市上野町五 六八 一 岐阜県東濃西部総合庁舎大会議室
	高山市上岡本町七 四六八 岐阜県飛騨総合庁舎大会議室
平成二十一年七月九日(木)	多治見市上野町五 六八 一 岐阜県東濃西部総合庁舎大会議室
	飛騨市古川町若宮二丁目一 六六 古川町公民館(総合会館)
平成二十一年七月十日(金)	多治見市上野町五 六八 一 岐阜県東濃西部総合庁舎大会議室
	美濃加茂市古井町下古井二六一〇 一 岐阜県可茂総合庁舎大会議室
平成二十一年七月十四日(火)	高山市上岡本町七 四六八

平成二十一年七月十五日(水)	岐阜県飛騨総合庁舎大会議室 山県市岩佐一一七七 一 山県市美山中央公民館
平成二十一年七月十六日(木)	美濃加茂市古井町下古井二六二〇 一 岐阜県可茂総合庁舎大会議室 高山市上宝町本郷五四〇 高山市上宝支所
平成二十一年七月二十一日(水)	高山市莊川町新洲四三〇 一 莊川総合センター
平成二十一年七月二十四日(金)	揖斐郡揖斐川町上南方一 一 岐阜県揖斐総合庁舎大会議室 養老郡養老町石畑四九一 養老農村勤労福祉センター
平成二十一年七月二十七日(月)	美濃加茂市古井町下古井二六二〇 一 岐阜県可茂総合庁舎大会議室
平成二十一年七月二十八日(火)	美濃加茂市古井町下古井二六二〇 一 岐阜県可茂総合庁舎大会議室
平成二十一年七月三十一日(金)	各務原市那加桜町二 一八六 各務原市産業文化センター
平成二十一年八月三日(月)	郡上市八幡町初音一七二七 二一 岐阜県郡上総合庁舎大会議室
平成二十一年八月四日(火)	郡上市白鳥町白鳥三八 一 郡上市役所白鳥振興事務所 大垣市江崎町四二二 三三 岐阜県西濃総合庁舎大会議室 下呂市金山町大船渡六〇〇 八 下呂市金山下原公民館
平成二十一年八月五日(水)	下呂市秋原町羽根二六〇五 一 岐阜県下呂総合庁舎大会議室
平成二十一年八月六日(木)	下呂市秋原町羽根二六〇五 一 岐阜県下呂総合庁舎大会議室
平成二十一年八月七日(金)	羽島市福寿町浅平三 二二五 羽島市民会館
平成二十一年八月十一日(火)	美濃加茂市古井町下古井二六二〇 一 岐阜県可茂総合庁舎大会議室
平成二十一年八月二十日(木)	揖斐郡揖斐川町上南方一 一 岐阜県揖斐総合庁舎大会議室
平成二十一年八月二十一日(金)	恵那市長島町正家後田一〇六七 七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室
平成二十一年八月二十四日(月)	恵那市長島町正家後田一〇六七 七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室
平成二十一年八月二十五日(火)	恵那市長島町正家後田一〇六七 七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室
平成二十一年八月二十六日(水)	岐阜市司町一 岐阜県岐阜総合庁舎大会議室
平成二十一年八月二十八日(金)	恵那市長島町正家後田一〇六七 七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室
平成二十一年八月三十一日(月)	恵那市長島町正家後田一〇六七 七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室
平成二十一年九月二日(水)	海津市海津町高須五八五 一 海津農村環境改善センター

平成二十一年九月四日(金)	本巢市文殊三三四 本巢すこやかセンター
平成二十一年九月八日(火)	美濃市生穂一六二二二 岐阜県中濃総合庁舎大会議室
平成二十一年九月九日(水)	美濃市生穂一六二二二 岐阜県中濃総合庁舎大会議室
平成二十一年九月十日(木)	美濃市生穂一六二二二 岐阜県中濃総合庁舎大会議室
平成二十一年九月十一日(金)	岐阜市藪田南二一一 岐阜県庁舎大会議室

二 試験及び講習の日程

1 受付

午前八時三十分から午前九時まで

2 講習

午前九時から正午まで

3 適性試験

午後一時から午後四時まで

三 申請手続

1 申請書類

各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)で配布する狩猟免許更新申請書一通に次の書類を添えてください。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書一通(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該診断書又は当該許可に係る許可証の写しを添付してください。)

(二) 写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(三) 返信用封筒(長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手をはり付けたもの)

(四) 狩猟免状

2 手数料

申請書に二千八百円分の岐阜県収入証紙をはり付けてください(消印はしないでください。)

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する振興局の環境課へ提出してください(住所を所管しない振興局の環境課にも提出することができます。)

4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書してください。

5 申請書類の受理後における更新試験を受けようとする狩猟免許の種類及び場所の変更は、できません。

6 申請期限は、申請者が受けようとする免許更新の各期日十日前までです。

四 免許更新申請の対象者

五 その他

1 法改正に伴い、平成十九年度狩猟免許の更新より、「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に区分されましたので、注意してください。

2 試験及び講習に関する問い合わせは、各振興局環境課又は岐阜県環境生活部地球環境課において受け付けます。

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、中津川市営土地改良事業福田地区の換地処分を平成二十一年五月八日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定により、次のと

おり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	岐阜市合渡南土地改良区
認可年月日	平成二一・四・二八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	席田井水土地改良区
認可年月日	平成二一・四・二八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	えな土地改良区
認可年月日	平成二一・五・一四

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
小坂第二土地改良区	平成二一・三・三	理事	江原 眞一	下呂市小坂町湯屋	四四五番地二
			和仁 礼二	同	大洞 二二七三番地一
			岩佐 昭二	同	落合 二二五一番地
			吉田 功	同	二三四番地
			奥田 栄恵	下呂市小坂町湯屋	七四三番地
			池田 増巳	同	大洞 二二六七番地
			吉仲 八百彦	同	六九五番地
			今井 学	同	八四五番地
			今井 忠正	同	八〇八番地三
			高橋 照一	同	一八四六番地
		監事	長瀬 正彦	下呂市小坂町落合	一五〇番地
			和仁 隆雄	同	大洞 二二九一番地
			奥田 建二	同	一八六八番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
--------	-------	----	----	----	---

小坂第二
区土地改良
平成
二・四・一

理事	江原真一	下呂市小坂町湯屋	四四五番地二
同	和仁礼二	同	大洞 二二七三番地一
同	吉仲八百彦	同	六九五番地
同	橘修平	同	一八七九番地二
同	今井善和	同	九五三番地一
同	今井保	同	八〇八番地二
同	奥田治和	下呂市小坂町湯屋	六二六番地
同	中谷重幸	同	一八〇番地
同	二村永一	同	一三四番地
監事	小林伸也	下呂市小坂町大洞	一九三八番地
同	石丸公英	同	二二二七番地
同	片岡隆陸	下呂市小坂町落合	二〇二四番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	小坂第二土地改良区
認可年月日	平成二一・五・二三

平成二十一年五月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社